# 資料編

# 1 指標一覧

番号	施策 体系 番号	指標名	指標とする理由	指標数値の算出方法等
1	1-1	景観重点地区の面積	景観重点地区の面積が増加することは、 良好な景観が形成されている度合いを測 る目安となるため	実績値を計上
2	1-1	住宅の耐震化率	耐震性を満たす住戸が増えることによって、大規模地震においても被害を最小限 に抑えることができるため	耐震性を満たす住戸/住宅 総数
3	1-1	子育て世帯における 誘導居住面積水準達成率	子育て世帯の居住ニーズに対応した住 宅・住環境の形成を図るため	住宅・土地統計調査
4	1-1	賃貸・売却用等以外の 「その他空き家」数	長期にわたって人に使用されずに管理不全となり、地域に悪影響を与える可能性がある「その他空き家」の増加の抑制を図るため	住宅・土地統計調査
5	1-2	都市計画道路の整備率	本市の都市計画道路の整備率は、北摂 6市と比較すると低く、道路機能の強化 や主要幹線道路の未整備区間の解消が 必要なため	実績値を計上
6	1-2	自転車関連事故の 発生件数	自転車関連事故件数が減少することは、 安全・快適に自転車を利用できるまちに なっていることを測る目安となるため	実績値を計上
7	1-3	純損益(計画期間の総計)	少子高齢化を背景として運賃収入が減少する中、大量の車両更新も行う必要がある。そのような厳しい状況の中で、適切に事業を運営していくため	収益的収入-収益的支出
8	1-4	基幹管路の耐震適合率	基幹管路の耐震適合率が増加することは、災害に強い水道施設が整備されていることを測る目安となるため	実績値を計上
9	1-5	緊急性の高い管渠の 耐震化率	汚水を常に適切に処理する目標に対し、 地震による排水機能の停止や、道路陥没 等の事故を未然に防止する事業のため	実績値を計上
10	1-5	下水道供用開始区域内の 水洗化率	水洗化率の向上による収入確保に努め、 持続可能な下水道等事業の経営を行うた め	実績値を計上

現状値	令和 12 年度 目標値	目標値の考え方
9.3ha (平成 30 年度)	20ha	重点地区1地区当たりの面積を5~10haと想定し、 重点地区指定に要する期間を勘案して設定した。
88.6% (令和 2 年)	おおむね解消 (令和 7 年目標値)	国が策定している「国土強靱化アクションプラン」 では令和 7 年までにおおむね解消することを目標 としており、この方針を踏まえて目標を設定した。
39.6% (平成 30 年)	50%	「住生活基本計画」及び「住まうビジョン・大阪」に 準じて設定した。
6,110 戸 (平成 30 年)	令和7年に約11,700戸と推計 される数を約7,900戸程度に抑 制(令和7年目標値)	空家等対策計画との整合を図り、設定した。
66.5% (令和元年度)	75%	都市計画道路の整備スケジュールを基に各年度の 整備率を算定し、設定した。
266 件 (令和元年)	160 件	年間 10 件の減少を目指し、設定した。
▲ 81,130,586 円 (令和元年度)	黒字	計画期間の総計で黒字を目指し、設定した。
53.0% (令和元年度)	70%	水道事業基本計画と整合を図り、設定した。
39.0% (令和元年度)	45%	下水道総合地震対策整備計画と整合を図り、設定した。
97.9% (令和元年度)	99.1%	水洗化促進計画書に基づき設定した。

番号	施策体系番号	指標名	指標とする理由	指標数値の算出方法等
11	2-1	防災情報に関する SNS の 登録者数	防災情報に関するSNSの登録者数の増加 は、市民の防災意識の向上や災害時の 迅速な避難等につながるため	実績値を計上
12	2-1	雨水貯留施設の 整備箇所数	総合雨水対策アクションプランのうち、 浸水被害の発生リスクを大きく軽減する ことに寄与する事業のため	実績値を計上
13	2-1	マンホールトイレの 整備箇所数	地震により下水道の機能が損なわれた際、トイレが使用できず、衛生環境の悪化に伴う健康被害が生じないよう、ライフラインを確保し、良好な避難生活を確保するため	実績値を計上
14	2-2	1 万人当たりの火災発生 件数(10 年間の平均値)	1万人当たりの火災発生件数が減少する ことは、「安全・安心」のまちになって いることを測る目安となるため	実績値(10 年間の平均値) を計上
15	2-2	住宅用火災警報器の 設置率	住宅用火災警報器の設置率の向上は、火 災による死者の発生原因の多くを占める 住宅火災による逃げ遅れの低減につなが るため	設置世帯数÷調査世帯数× 100 (標本調査)
16	2-2	普通救命講習 I (普及員が 行った普通救命講習 I 含 む) の受講者数	普通救命講習 I の受講者数が増加することは、バイスタンダー(救急現場に居合わせた人)による応急手当が実施され、 傷病者の救命率及び社会復帰率の向上につながるため	実績値を計上
17	2-2	認定救急救命士の 養成人数	気管挿管及び薬剤投与が可能な認定救急 救命士を養成することは、更なる救急体 制の整備が可能となり、市民に対してよ り高度な救急サービスを提供できること となるため	実績値を計上
18	2-3	千人当たりの刑法犯認知 件数	千人当たりの刑法犯認知件数は、犯罪の 抑止が図られている度合いを測る目安と なるため	実績値を計上
19	2-3	消費者啓発事業参加人数	消費者行政を推進するに当たっては、 様々な場で啓発を行う必要があり、その 実現度合いを測る目安となるため	実績値を計上

現状値	令和 12 年度 目標値	目標値の考え方
24,800 人 (令和 2 年 7 月時点)	70,000 人	防災ツイッター、LINEの登録者数の合計。防災ツイッター、LINE とも人□の 10%程度を目標値として設定した。
1 か所 (令和元年度)	4 か所	総合雨水対策基本方針及び総合雨水対策アクションプランとの整合を図り、設定した。
6 か所 (令和元年度)	59 か所	災害用トイレ対策基本方針に基づく整備箇所数と した。
2.3 件 (令和元年)	2.2 件	令和元年は、全国平均(平成 30 年)の 3.4 件と 比較し 1.1 ポイントも低く抑えられているが、火 災発生件数の継続的な減少を目指すため、令和元 年から 0.1 件の減少を目指し、設定した。
81% (令和元年)	100%	住宅火災による死者の一層の低減に向け、全ての 住宅への住宅用火災警報器の設置を目指し、設定 した。
12,434 人 (平成 27 年から令和元年 までの累計)	44,000 人 (平成 27 年から令和 12 年まで の累計)	救命講習の受講者数の目標値を生産年齢人口(中学生含む)の約 20%とし、44,000人(平成 27年から令和 12年までの累計)に設定した。
72 人 (令和元年度)	84人	救急出動件数の増加に伴い、非常用救急車への 2 名以上の乗車として設定した。
6.2 件 (平成 30 年)	4.8 件	平成 30 年において、大阪府内で人口 10 万人以 上かつ刑法犯件数が最も少ない市の件数を参考に 設定した。
1,918 人 (平成 30 年度)	2,000 人	現状値の維持を目指し、設定した。

番号	施策体系番号	指標名	指標とする理由	指標数値の算出方法等
20	3-1	厚生労働省報告基準の 待機児童数	厚生労働省報告基準の待機児童数ゼロを 目指すことは、次代を担う子どもたちに 豊かな育ちと学びが保障されている度合 いを測る目安となるため	実績値を計上
21	3-2	地域子育て支援拠点事業の延べ利用人数	乳幼児とその保護者が相互交流を行う場となる拠点施設の利用人数が、子育ての相談や情報共有、支援等の活動度合いの目安となるため	実績値を計上
22	3-3	地域や社会をよくするために何をすべきか考える ことがある小中学生の割合	全国学力・学習状況調査の質問紙で「当てはまる」と回答した割合が上昇することは、社会参画力を育成する教育が推進されていると推測できるため	実績値を計上
23	3-3	人の役に立つ人間になり たいと思う小中学生の割 合	全国学力・学習状況調査の質問紙で「当てはまる」と回答した割合が上昇することは、社会参画力を育成する教育が推進されていると推測できるため	実績値を計上
24	3-3	難しいことにも失敗を恐れないで挑戦していると 回答した小中学生の割合	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の 質問紙で「当てはまる」と回答した割合 が上昇することは、社会参画力を育成す る教育が推進されていると推測できるた め	実績値を計上
25	3-3	学力調査の全国の平均正 答率との比較	全国学力・学習状況調査の全国の平均正 答率との比較で数値が上昇することは、 確かな学力を身につける教育が推進され ていると推測できるため	実績値を計上
26	3-3	体力調査の全国平均値と の比較	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の 全国平均値との比較で数値が上昇することは、体力及び運動習慣を身につける教育が推進されていると推測できるため	実績値を計上
27	3-3	不登校児童・生徒の千人 率	不登校児童・生徒の千人率の低下は、悩 みを抱える児童・生徒が減少しているこ とが推測できるため	実績値を計上
28	3-4	地域教育協議会による地 域活性化事業の参加者数	学校・家庭・地域が協働する地域教育協議会は、地域住民や地域の諸団体が主体となって活動しており、子どもを見守り育む地域づくりの度合いを図る目安となるため	実績値を計上
29	3-4	市内の社会教育施設(文 化財関係を除く)の利用 者数	市内の社会教育施設(文化財関係を除く) の利用者数の増加は、学び、気づき、体 験する市民が増加していると推測できる ため	市内の社会教育施設(文化 財関係を除く)の利用者数 (現状値は、利用件数に基づ く推計を含む)
30	3-4	地域行事に参加している 小中学生の割合	全国学力・学習状況調査の質問紙で「当てはまる」と回答した割合は、青少年が地域社会に積極的に参加・参画している度合いを測る目安となるため	実績値を計上

現状値	令和 12 年度 目標値	目標値の考え方
0 人 (令和元年度)	0人	現状値の維持を目指し、設定した。
125,274 人 (令和元年度)	152,000 人	子ども・子育て支援事業計画との整合を図りなが ら、より一層の子育て支援の充実を目指して一定 の伸び率を勘案し、設定した。
小 15.3% 中 8.5% (令和元年度)	小 20.0% 中 15.0%	現状値より有意差として明確になるポイントを上 乗せして設定した。
小 70.2% 中 65.8% (令和元年度)	小 75.0% 中 75.0%	小学校は、現状値より有意差として明確になるポイントを上乗せし、設定した。 中学校は、令和7年まで70%、令和12年度まで75%に設定し、段階を踏んだ目標値を設定した。
小 37.3% 中 30.3% (令和元年度)	小 40.0% 中 35.0%	現状値より有意差として明確になるポイントを上 乗せして設定した。
小 100.7 中 103.2 (令和元年度)	小 105.0 中 106.0	全国の平均値を 100 として本市の児童・生徒の 平均値を比較した時の数値。現状値等を勘案し、 更なる学力向上を目指し、設定した。
小 97.8 中 96.2 (令和元年度)	小 105.0 中 105.0	全国の平均値を 100 として本市の児童・生徒の 平均値を比較した時の数値。現状値より有意差と して明確になるポイントを上乗せして設定した。
小 6.9 中 24.0 (令和元年度)	小 4.0 中 23.2	過去 5 年間で最も低い数値を目標値とし、小学校 は平成 27 年度の 4.0、中学校は平成 30 年度の 23.2 とした。
30,835 人 (令和元年度)	32,000 人	地域教育協議会による地域活性化事業の内容の充 実や活動に関わる地域住民の増加を勘案して目標 値を設定した。
191.3 万人 (令和元年度)	193.2 万人	過去の利用者数実績を勘案し、社会教育活動の更 なる推進に向け、設定した。
小 56.9% 中 40.2% (令和元年度)	小 60.0% 中 45.0%	過去の実績等を勘案するとともに、更なる参加割 合の増加を目指し、設定した。

番号	施策体系番号	指標名	指標とする理由	指標数値の算出方法等
31	3-4	市立図書館の資料貸出数	市立図書館の資料貸出数は、読書活動の 普及振興の推進度合いを測る目安となる ため	実績値を計上
32	4-1	健康寿命	より多くの期間を健康で自立して暮らす ことができることは、市民が健康を意識 して安心して生活できていることを図る 目安となるため	大阪府において、人口、死亡数、住民基本台帳年齢階層別人口、国保データベース(KDB)システムに連携している介護受給者台帳情報(以上高槻市のデータ)、全国死亡数、生存数・定常人口を統計的に処理して算出された値を計上
33	4-3	健幸パスポート発行者 割合	高齢者が健康づくり事業にどれだけ参加 しているかの目安となるため	65 歳以上人口に対する健幸 パスポート発行者数
34	4-3	認知症サポーター養成数	認知症に対して正しく理解し、温かく見守る応援者である「認知症サポーター」を増加させることで、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることの一助となるため	実績値を計上
35	5-1	主要宿泊施設利用者数	宿泊者数が増加することは、来訪者でに ぎわっている度合いを測る目安となるた め	実績値を計上
36	5-1	主要観光施設利用者数	観光施設利用者数が増加することは、来 訪者でにぎわっている度合いを測る目安 となるため	実績値を計上
37	5-1	市内の社会教育施設(文 化財関係)の利用者数	市内の社会教育施設(文化財関係)の利 用者数は、歴史遺産を活用したまちづく りや魅力発信等の効果を測る目安となる ため	市内の社会教育施設(文化 財関係)の利用者数(現状 値は、利用件数に基づく推 計を含む)
38	5-1	市内の史跡の公有化率	市内の史跡の公有化率の推移は、史跡の 保存と活用に向けた保護の実現度合いを 測る目安となるため	史跡指定面積に対して、公 有化済面積の割合
39	5-1	本市を居住地として評価 し、今後も住み続けたい と思う市民の割合	定住促進に関する取組が人口の社会動態 の改善に寄与しているかを把握するため	市民意識調査

現状値	令和 12 年度 目標値	目標値の考え方
3,121,606 冊・点 (令和元年度)	3,150,000 冊・点	過去の貸出数実績を勘案し、設定した。
男性 【健康寿命】81.2年 【平均寿命】82.4年 女性 【健康寿命】85.1年 【平均寿命】87.9年 (平成 30年)	平均寿命の増加分を上回る 健康寿命の増加	「第3次・健康たかつき 21」における目標値と同様とした。
6.6% (平成 30 年度)	10%	国が示す介護予防推進のための市町村目標値に基 づき設定した。
25,991 人 (令和元年度)	40,000 人	これまでの実績を基にした伸び率を勘案し、目標 値を設定した。
76,740 人 (令和元年度)	124,000 人	現状値に JR 高槻駅前のホテルの予測宿泊客数を加え、設定した。
877,907 人 (令和元年度)	1,493,000 人	令和7年度に現状値から5%増加するとともに安 満遺跡公園の来場者50万人を見込み、令和12 年度は令和7年度から更に約5%の増加を目標と して設定した。
12.6 万人 (令和元年度)	16.2 万人	過去の利用者数実績及び利用者増加数等を勘案 し、更なる増加を目指し設定した。
83.47% (令和元年度)	85%	国庫補助金の動向を見据え、早期の公有化と史跡整備を目指す一方、地権者の意向や事情に配慮しながら進めるため、指定面積の85%を目標とした。
76.5% (令和元年度)	80%	毎年増加を目指し、設定した。

番号	施策体系番号	指標名	指標とする理由	指標数値の算出方法等
40	5-2	市民 1 人当たりの 都市公園面積	市民 1 人当たりの都市公園面積が増加することは、安全で快適な公園が増え、あらゆる世代が住みやすいまちの実現度合いを測る目安となるため	実績値を計上
41	5-3	農用地利用集積面積 (利用権設定面積)	農用地利用集積面積の増加は農地の有効 利用が図られていることを測る目安とな るため	実績値を計上
42	5-4	中心市街地の 歩行者通行量	中心市街地の歩行者通行量が増加することは、来街者でにぎわっている度合いを 測る目安となるため	JR 高槻駅南口・阪急高槻市駅北口、センター街商店街の歩行者通行量(平日分と休日分の平均)
43	5-4	事業所数	事業所数の推移は、特色ある企業の立地 度合いを測る目安となるため	経済センサス-基礎調査・ 活動調査
44	5-4	商業における年間販売額	商業における年間販売額は、来街者でに ぎわっている度合いを測る目安となるた め	経済センサス-活動調査
45	5-4	製造品出荷額等	既存企業の流出防止と事業所増設の促進 状況の目安となるため	工業統計調査
46	5-4	労働福祉啓発事業の 参加者数	労働福祉啓発事業の参加者数が増えることは、労働福祉分野への関心の度合いを 測る目安となるため	実績値を計上

現状値	令和 12 年度 目標値	目標値の考え方
5.40㎡ (令和元年度)	6.20m²	高槻城公園や安満遺跡公園を始めとする公園の新 規開設を勘案して設定した。
19.3ha (令和元年度)	21.5ha	農地の有効利用と農業振興を図るため、年間 0.2ha ずつ増やすことを目標に設定した。
78,266 人 (令和元年)	83,000 人	第2期中心市街地活性化基本計画においては、平成28年を基準に6年間で約6%(年間1%)の歩行者通行量増加を目指しているため、同等の水準の増加を見込み、基準年(令和元年)から令和7年まで年間1%(約700人)の増加するとともに、令和7年から12年にかけては、その成果を維持することを目指し、83,000人とした。
9,320 か所 (平成 28 年)	9,320 か所	経営者の高齢化や後継者不足等による廃業が増加傾向であり、廃業事業所数が開業事業所数を上回っていることから、創業支援や企業誘致等に注力し、現状値を維持することとした。
5,550 億円 (平成 28 年)	6,411 億円	(1) 国の試算 内閣府「中長期の経済財政に関する試算(令和3年1月)」によると、ベースラインケースでの経済成長率は中長期的に実質1%程度とされており、市内商業においても同様の成長を見込むものとした。 (2) 主要観光施設利用者数の影響本市の主要観光施設利用者数の影響本市の主要観光施設利用者数(観光入込客数)は、令和12年度の目標値を149.3万人としており、平成28年度から約52万人の増加となる。また、国の観光消費額調査では、日帰観光客の平均観光消費額単価(人回)は約6,000円であることから、令和12年には、520,000×6,000 ≒31億円の増加を見込む。以上のことから、6,411億円とした。
4,373 億円 (平成 29 年)	4,504 億円	製造品出荷額は近年増加に転じている一方、外的 要因等による減少を勘案し、3%の成長を目標と した。
470 人 (平成 30 年度)	500人	「障がい者雇用促進事業」「就職困難者就労支援事業」「勤労者保護啓発事業」として実施する講演会・セミナー等の参加者数を積算する。 近年、参加者数が減少傾向にあることから、現状の成果の維持・増加に努め、目標を設定した。

番号	施策体系番号	指標名	指標とする理由	指標数値の算出方法等
47	6-1	本市域の温室効果ガス 排出量	温室効果ガスの排出量が減少すること は、地球温暖化対策が図られていること の目安となるため	「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル」に準じて算定した推計値を計上
48	6-1	緑視率	緑視率が増加することは、まちに花や緑 が増加したと市民が感じる目安となるた め	選定された市内 10 地点において、地表 1.5m の高さで写真撮影を行い、その写真における緑の占める割合の平均値を算出
49	6-2	河川水質(BOD)の 環境基準達成状況	河川水質(BOD)の環境基準を達成していることは、良好な環境が保たれていることの目安となるため	環境基準を達成している地 点数の割合を計上 [環境基準達成地点数/市内 の環境基準点の総数]
50	6-3	市民 1 人 1 日当たりの 家庭系ごみ排出量	市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量が減少することは、循環型社会形成に向け、環境に対する市民の意識の高まりを示しているため	(収集ごみ量+直接搬入量+ 集団回収量) /人口(当該 年度期中) / 365日
51	6-3	市民 1 人 1 日当たりの 事業系ごみ排出量	市民1人1日当たりの事業系ごみ排出量が減少することは、循環型社会形成に向け、環境に対する市民の意識の高まりを示しているため	(許可業者搬入量+直接搬入量)/人口(当該年度期中)/365日
52	6-3	リサイクル率	集団回収等により、ごみの資源化量が増加することは、循環型社会形成に向け、環境に対する市民の意識の高まりを示しているため	(市による資源化量+集団回収量+家庭での生ごみ堆肥化量+庁内古紙資源化量+多量排出事業所資源化量+学校での堆肥化量+破砕後回収鉄)/(家庭系ごみ発生量+事業系ごみ発生量)×100
53	7-1	地区コミュニティ加入率 (対総世帯数)	地区コミュニティの加入率が上昇することは、市民がお互いに助け合い、協力しながら特色ある地域社会を形成している 度合いを測る目安となるため	実績値を計上
54	7-1	市と市民・団体との 協働事業件数	市と市民・団体との協働事業件数が増加 することは、協働したまちづくりが進め られている度合いを測る目安となるため	実績値を計上
55	7-3	市内の文化施設への 来訪者数	市内の文化施設への来訪者数の増加は、 文化芸術・生涯学習活動に親しみ、いき いきと過ごしている市民が増加している と推測できるため	実績値を計上
56	7-4	成人の週 1 回以上の スポーツ実施率	週 1 回以上スポーツを楽しむ人の増加は、スポーツに親しみ、心身ともに健康に過ごしている市民が増加していると推測できるため	市民意識調査

現状値	令和 12 年度 目標値	目標値の考え方
157.9 万 t-CO2 (平成 29 年度暫定値)	令和 12 年度までに平成 25 年度 比で温室効果ガス排出量を 30% 削減	地球温暖化に関する社会状況や本市を取り巻く環境、これまでの市民・事業者・行政の取組状況等 を踏まえて設定した。
17.8% (令和元年度)	22%以上	みどりの基本計画と整合を図り、設定した。
100% [3 / 3 地点] (平成 30 年度)	100% [3 / 3 地点]	現状の良好な水質の維持を目指し、設定した。
639 g (平成 30 年度)	569 g (令和 7 年度目標値)	一般廃棄物処理基本計画と整合を図り、設定した。
279 g (平成 30 年度)	278 g (令和 7 年度目標値)	一般廃棄物処理基本計画と整合を図り、設定した。
20% (平成 29 年度)	27% (令和 7 年度目標値)	一般廃棄物処理基本計画と整合を図り、設定した。
45.51% (令和 2 年度)	50%	自治会等の取り巻く厳しい状況を勘案する中で、 現状維持を目指し、設定した。
503 件 (令和元年度)	540 件	これまでの実績を基にした伸び率を勘案し、設定 した。
109.3 万人 (令和元年度)	123 万人	過去の利用者数実績を勘案し、設定した。市民会 館建て替えに伴う増は3万人を想定した。
44.6% (平成 30 年度)	65%	国が掲げる目標値に合わせて設定した。

番号	施策体系番号	指標名	指標とする理由	指標数値の算出方法等
57	8-1	連結実質赤字比率	自治体の財政の健全性を判断できる指標であるため	(A+B) - (C+D) / 標準財政 規模 A:一般会計及び公営企業(地 方公営企業法適用企業・非 適用企業)以外の特別会計の うち、実質赤字の合計額 B:公営企業特別会計のうち、 資金不足額の合計額 C:一般会計及び公営企業以 外の特別会計のうち、実質 黒字の合計額 D:公営企業特別会計のうち、 資金剰余額の合計額
58	8-1	将来負担比率	自治体の財政の健全性を判断できる指標であるため	(将来負担額-充当可能基金額-特定財源見込額-地方債現在高に係る基準財政需要額算入額)/(標準財政規模-元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)
59	8-2	公有財産(建物)面積	公共施設等の総量の適正化が図られていることの目安となるため	実績値を計上

現状値	令和 12 年度 目標値	目標値の考え方
― <算出値がマイナス> (令和元年度決算)	— <算出値がマイナス>	引き続き、良好な値の維持を目指し、設定した。
ー <算出値がマイナス> (令和元年度決算)	— <算出値がマイナス>	引き続き、良好な値の維持を目指し、設定した。
813,424.35㎡ (令和元年度)	現状値より減少	公共施設等総合管理計画と整合を図り、設定した。

# 2 関連計画一覧

施策体系番号 計画の名称		期間		
分野 1 都市機能が充実し、快適に暮らせるまち				
1-1	高槻市都市計画マスタープラン	令和 3 年度~令和 12 年度		
1-1	高槻市立地適正化計画	平成 29 年度~令和 12 年度		
1-1	高槻市総合交通戦略	平成 28 年度~令和 7 年度		
1-1	高槻市バリアフリー基本構想	平成 23 年度~令和 3 年度		
1-1	高槻市耐震化アクションプラン 2017	平成 29 年度~令和 7 年度		
1-1	高槻市地域防災計画	-		
1-1	高槻市営住宅長寿命化計画	令和 3 年度~令和 12 年度		
1-1	高槻市空家等対策計画	令和元年7月~令和7年度		
1-2	橋梁長寿命化修繕計画	-		
1-2	高槻市総合雨水対策アクションプラン	平成 27 年度~令和 16 年度		
1-2	【再掲】高槻市バリアフリー基本構想	平成 23 年度~令和 3 年度		
1-2	道路特定事業計画	平成 23 年度~令和 3 年度		
1-3	高槻市営バス経営戦略	令和 3 年度~令和 12 年度		
1-3	【再掲】高槻市都市計画マスタープラン	令和 3 年度~令和 12 年度		
1-3	【再掲】高槻市総合交通戦略	平成 28 年度~令和 7 年度		
1-3	【再掲】高槻市バリアフリー基本構想	平成 23 年度~令和 3 年度		
1-4	高槻市水道事業基本計画	令和 3 年度~令和 12 年度		
1-5	高槻市下水道等事業経営計画	平成 29 年度~令和 8 年度		
1-5	高槻市下水道総合地震対策計画	令和元年度~令和 5 年度		
1-5	高槻市下水道ストックマネジメント計画	平成 30 年度から 100 年後想定、中期目標 30 年後		

分野 2 安全で安心して暮らせるまち			
2-1 高槻市国土強靱化地域計画 令和元年度~令和 6 年度		令和元年度~令和 6 年度	
2-1 【再掲】高槻市地域防災計画 -		-	
2-1 【再掲】高槻市総合雨水対策アクションプラン 平成 27 年度~令和 16 年度		平成 27 年度~令和 16 年度	
2-2 【再掲】高槻市地域防災計画 -		-	
2-2 【再掲】高槻市国土強靱化地域計画 令和元年度~令和 6 年度		令和元年度~令和 6 年度	

分野 3 子育て・教育の環境が整ったまち				
3-1	第二次高槻市子ども・子育て支援事業計画	令和 2 年度~令和 6 年度		
3-1 第 2 期高槻市教育振興基本計画		令和 3 年度~令和 12 年度		
3-2	【再掲】第二次高槻市子ども・子育て支援事業計画 令和 2 年度~令和 6 年度			
3-2	高槻市第2期障がい児福祉計画	令和 3 年度~令和 5 年度		
3-2	第2次高槻市障がい者基本計画	令和 3 年度~令和 8 年度		
3-3	【再掲】第2期高槻市教育振興基本計画	令和 3 年度~令和 12 年度		
3-4	【再掲】第2期高槻市教育振興基本計画	令和 3 年度~令和 12 年度		
3-4 第 4 次高槻市青少年育成計画		令和 3 年度~令和 12 年度		

分野 4 健やかに暮らし、ともに支え合うまち				
4-1 第 3 次・健康たかつき 21		平成 30 年度~令和 5 年度		
4-1 高槻市自殺対策計画 令和		令和元年度~令和 5 年度		
4-2 第 4 次高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画		令和 3 年度~令和 8 年度		
4-3 高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画		令和 3 年度~令和 5 年度(3 年ごとに策定)		
4-4 【再掲】第2次高槻市障がい者基本計画		令和 3 年度~令和 8 年度		
4-4 高槻市第 6 期障がい福祉計画		令和 3 年度~令和 5 年度		

分野 5 魅力にあふれ、にぎわいと活力のあるまち				
5-1 高槻市産業・観光振興ビジョン		令和 3 年度~令和 12 年度		
5-1 摂津峡周辺活性化プラン -		-		
5-1 第 2 期高槻市まち・ひと・しごと創生総合戦略 令和 3 年度~令和 6 年度		令和 3 年度~令和 6 年度		
5-2 【再掲】高槻市都市計画マスタープラン 令和3年		令和 3 年度~令和 12 年度		
5-2 高槻市みどりの基本計画(改訂版) 平成 29 年度		平成 29 年度~令和 3 年度		
5-3 高槻市農林業基本計画 平成 27 年度~		平成 27 年度~令和 3 年度		
5-4 【再掲】高槻市産業・観光振興ビジョン 令和3年度~令		令和 3 年度~令和 12 年度		
5-4	第 2 期高槻市中心市街地活性化基本計画	平成 29 年度~令和 4 年度		
5-4 高槻市創業支援等事業計画 ュ		平成 27 年度~令和 6 年度		
5-4 高槻市就職困難者就労支援計画		令和 3 年度~令和 12 年度		

分野 6 良好な環境が形成されるまち				
6-1 第 2 次高槻市環境基本計画(改訂版) 平成 29 年度~令和 3 年度		平成 29 年度~令和 3 年度		
6-1	第2期たかつき地球温暖化対策アクションプラン	令和 3 年度~令和 12 年度		
6-1	【再掲】高槻市みどりの基本計画(改訂版)	平成 29 年度~令和 3 年度		
6-3	高槻市一般廃棄物処理基本計画	平成 28 年度~令和 7 年度		

分野 7 地域に元気があって市民生活が充実したまち				
7-2 高槻市人権施策推進計画 平成 27 年		平成 27 年度~令和 3 年度		
7-2	(改訂) 高槻市男女共同参画計画	平成 30 年度~令和 4 年度		
7-3	第2期高槻市文化振興ビジョン	令和 3 年度~令和 12 年度		
7-3 高槻市立市民会館建替基本計画		平成 27 年 2 月策定		
7-3	高槻市新文化施設管理運営計画	平成 30 年 3 月策定		
7-4 第2期高槻市スポーツ推進計画		令和 3 年度~令和 12 年度		

分野 8 効果的	分野 8 効果的・効率的な行財政運営が行われているまち		
8-1	高槻市ICT戦略	令和 2 年度~終期未定	
8-2	高槻市公共施設等総合管理計画	平成 27 年から 30 年間	

# 3 総合計画の変遷

計画名	計画期間	概要
第 1 次高槻市総合計画	昭和 43 年度~ 昭和 52 年度	・基本構想の想定年次:昭和60年 ・基本構想の構成 第1部 全体構想 第2部 経済計画の構想 第3部 社会計画の構想 第4部 産業及び生活基盤整備の構想 第5部 防災・治安の構想 第6部 行財政運営の構想
第 2 次高槻市総合計画	昭和 56 年度~ 昭和 70 (=平成 7) 年度	・都市像:心ふれあう みどり豊かな 活力あふれる 《文教・福祉都市》  ・3つの目標 都市の基盤整備 都市シンボルの創造 基本的人権の尊重  ・まちづくりの5つの柱 1 都市の基礎となる骨組みづくり 2 みどり豊かな安全で快適なまちづくり 3 安定した生活を支えるまちづくり 4 健康で心ふれあうまちづくり 5 人間性をはぐくむ生きがいのあるまちづくり  ・7つの重点課題 1 都市空間の確保 2 産業の基盤整備 3 総合交通体系の確立 4 コミュニティ・センターの建設促進 5 総合福祉の体系化 6 学術研究・高等教育文化機関の誘致 7 文化・スポーツ施設の充実  ・新基本構想の実現のために 1 行財政の確立 2 市民参加の推進 3 施策の展開
第3次高槻市総合計画	平成 2 年度~ 平成 12 年度	<ul> <li>・望ましい都市像:「水とみどりの生活・文化都市」</li> <li>・まちづくりの合言葉:「さわやか未来 ふるさと高槻」</li> <li>・施策の大綱         <ul> <li>1 みどり豊かな機能的なまちづくり</li> <li>2 安全で快適なまちづくり</li> <li>3 生活を支える活力あふれるまちづくり</li> <li>4 健康で心ふれあうまちづくり</li> <li>5 人間性をはぐくむ生きがいのあるまちづくり</li> </ul> </li> </ul>

計画名	計画期間	概要
第4次高槻市総合計画	平成 13 年度~ 平成 22 年度	<ul> <li>・将来の都市像:「心ふれあう 水とみどりの生活・文化都市」</li> <li>・まちづくりの合言葉:「さわやか未来 ふるさと高槻」</li> <li>・施策の大綱 <ol> <li>心がかよう共につくるまちづくり</li> <li>やさしさとやすらぎのまちづくり</li> <li>ひとが輝く育みのまちづくり</li> <li>調和のとれた都市環境のまちづくり</li> <li>安全で快適なまちづくり</li> </ol> </li> </ul>
		<ul> <li>・構想の実現に向けて</li> <li>1 市民参加</li> <li>2 広域行政</li> <li>3 行政運営</li> <li>4 財政運営</li> <li>5 国・府及び民間との連携</li> <li>・都市空間計画の基本的な考え方</li> </ul>
		1 土地利用 2 総合交通体系  ・たかつきリーディングプラン 1 健康づくりスポーツ振興プラン 2 ボランティア・NPO 活動支援プラン 3 多世代交流のまちプラン 4 地球環境にやさしいエコシティプラン 5 いきいき学園まちづくりプラン 6 市民参加の森林づくりプラン 7 悠久の歴史息吹くまちプラン 8 人・夢つなぐ高槻インターチェンジプラン
		9 あふれる魅力にぎわいの都心プラン 10 住み良い地方分権推進プラン

計画名	計画期間	概要	
計画名 第5次高槻市総合計画 (高槻市総合戦略 プラン)	計画期間 平成 23 年度~ 平成 32 (=令和 2) 年度	<ul> <li>・将来の都市像</li> <li>1 憩いの空間で快適に暮らせるまち</li> <li>2 ともに支え合う安全・安心のまち</li> <li>3 子育て・教育の環境が整ったまち</li> <li>4 行き交う人々でにぎわう魅力あるまち</li> <li>5 都市の特長を利用した活力あるまち</li> <li>6 地域に元気があって市民が誇れるまち</li> <li>&lt; 地域に元気があって市民が誇れるまち</li> <li>&lt; 連点目標</li> <li>1 次代を担う世代が住みたいと思うまちをつくる</li> <li>2 誰もが安心して生活できるまちをつくる</li> <li>・基本目標</li> <li>1-1 心地よく暮らせるまちをつくる / 1-2 利便性の高いまちをつくる / 1-3 将来に良好な環境を引き継げる社会を形成する / 2-1 いざという時も安心できるまちをつくる / 2-2 誰もが生き生きと暮らせる社会を形成する / 2-3 心健やかに暮らせるまちをつくる / 2-4 地域で支え合う社会を形成する / 2-3 心健やかに育つまちをつくる / 3-2 魅力のある教育を推進する / 4-1 交流人口が増えるまちをつくる / 4-2 余暇を楽しめる基盤を形成する / 5-1 地域経済の活性化を図る / 5-2 知の拠点としての環境の充実を図る / 6-1 市民によるまちづくりを推進する / 6-2 満足度の高い行政サービスを実現する / 6-3 効果的・効率的な行財政運営を推進する</li> <li>&lt;基本計画 28 &gt; ※平成 28 年度に見直し・・施策体系別計画</li> <li>1 都市機能の充実</li> <li>1-1 都市づくり・住環境 / 1-2 道路・交通安全 / 1-3 公園 / 1-4 下水道・河川水路 / 1-5 市営パス / 1-6 上水道</li> <li>2 安全・安心のまちづくり 2 行所災・防犯 / 2-2 水害・土砂災害対策 / 2-3 消防・救急</li> </ul>	
		3 子育て・教育環境の充実 3-1 就学前児童の教育・保育/3-2 子ども・子育て支援/3-3 学校教育/3-4 社会教育・青少年育成 4 健康・福祉の充実 4-1 地域医療・地域福祉/4-2 高齢者福祉/4-3 障がい者福祉 4-4 生活福祉/4-5 医療給付・保険制度/4-6 健康づくり・保健 5 産業の振興 5-1 農林業/5-2 商工業/5-3 観光/5-4 労働福祉	
		<ul> <li>6 良好な環境の形成</li> <li>6-1 温暖化対策・緑化/ 6-2 環境保全・廃棄物</li> <li>7 市民生活の充実</li> <li>7-1 コミュニティ・市民公益活動/ 7-2 人権・男女共同参画/ 7-3 市民生活/ 7-4 文化芸術・生涯学習/ 7-5 スポーツ</li> <li>8 効率的な行財政運営の推進</li> <li>8-1 行財政運営/ 8-2 情報発信</li> </ul>	
		・計画の推進に当たって 第1章 市民協働 第2章 地方創生 第3章 地方分権・広域化 第4章 行財政改革 第5章 地・学連携 第6章 まちづくり全体に関わる指標	

# 4 第6次高槻市総合計画策定の主な経過

## (1) 総合計画審議会

	開催日	審議事項
令和 2 年	第 1 回 (1/7)	・正副会長の選任について ・会議の公開について ・第6次高槻市総合計画について(諮問) ・審議会の進め方について ・現行計画の検証について(報告)
	第 2 回 (2/10)	・第6次高槻市総合計画(行政素案)について
	書面 (4/10)	・書面による意見照会(基本計画分野 1 ~ 3)
	書面 (4/24)	・書面による意見照会(基本計画分野 4 ~ 8)
	書面 (6/25)	・書面による意見照会(基本計画全体)
	第3回 (7/13)	・基本計画に係る書面調査結果報告について ・第6次高槻市総合計画(行政素案)について
	第 4 回 (8/6)	・答申について

<sup>※4</sup>月から6月にかけて計3回の審議会開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏ま えて中止とし、書面による審議会委員の意見照会を実施した。

## (2) 総合計画策定委員会

	開催日	審議事項
令和元年	第 1 回 (5/15)	・策定方針・スケジュールについて
	第2回 (11/13)	・課題検討集、行政素案等について
令和 2 年	第3回 (8/18)	・素案について
	第 4 回 (11/4)	・パブリックコメントの実施結果等について

#### (3) まちづくりに関する市民アンケート調査

・調査対象: 18 歳以上の市民 5,000 人

・調査方法:調査対象を無作為抽出し、配布・回収ともに郵送

·回 収 数: 2,358 人 (回収率 47.2%)

・調査期間:平成30年10月31日(水)~平成30年11月30日(金)

### (4) 第6次高槻市総合計画 (素案) に対するパブリックコメント

・募集期間: 令和2年9月23日(水) ~令和2年10月22日(木)

・意見者数:個人 7人、団体 1団体

· 意見件数: 34 件

#### (5) 議会への報告など

・令和元年 12 月 総務消防委員会協議会 第6次高槻市総合計画(行政素案)について

・ 令和 2 年 9 月 総務消防委員会協議会 第 6 次高槻市総合計画 (素案) について

・令和2年12月市議会 基本構想を市議会に提案・議決

・令和3年2月総合計画(基本構想及び基本計画)を決定

※その他、令和2年2月から3月にかけて市民参加イベントの開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえて中止とした。



<審議会会長から市長への答申>



<審議会の様子>

令和元年7月12日 条例第5号

(趣旨)

- 第1条 この条例は、本市の総合計画の策定等に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 総合計画 総合的かつ計画的に、経営的な観点に立ち市政の運営を図るための計画で、基本構想及び基本計画で構成するものをいう。
  - (2) 基本構想 本市のまちづくりの目標となる将来の都市像を示す基本的な構想をいう。
  - (3) 基本計画 基本構想を踏まえ、本市のまちづくりの方向性を示す基本的な計画をいう。 (議会の議決)
- 第3条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。 (総合計画との整合)
- 第4条 市は、個別の施策に係る事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画 との整合を図るものとする。

(総合計画審議会)

- 第5条 市長の附属機関として、高槻市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画に関する重要事項について調査審議する。
- 3 審議会は、委員 22 人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
  - (1) 市議会の議員
  - (2) 学識経験のある者
  - (3) 関係団体を代表する者
  - (4) 市民
- 5 委員の任期は、第2項の諮問に係る調査審議の期間中とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 高槻市附属機関設置条例(平成 24 年高槻市条例第 36 号)の一部を次のように改正する。 〔次のよう〕略
- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(高槻市条例第328号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

平成 27 年 7 月 16 日 規則第 44 号 改正 平成 27 年 7 月 17 日規則第 49 号 令和元年 7 月 12 日規則第 13 号 令和元年 12 月 11 日規則第 44 号

(趣旨)

第1条 この規則は、高槻市総合計画策定条例(令和元年高槻市条例第5号)第5条第6項の規定に 基づき、高槻市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定め るものとする。

(令元規則 13・一部改正)

(会長及び副会長)

- 第2条 審議会に会長及び副会長各々1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (令元規則 44・一部改正)

(会議)

- 第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。(部会)
- 第4条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長及び副部会長各々1人を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、会務を掌理する。
- 5 第2条第3項及び前条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、同項中「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。
- 6 部会長は、部会における審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。 (令元規則 13・令元規則 44・一部改正)

(説明等の聴取)

第5条 審議会又は部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴く ことができる。 (庶務)

第6条 審議会の庶務は、総合戦略部において処理する。

(平 27 規則 49・一部改正)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成27年7月17日規則第49号)

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

附則(令和元年7月12日規則第13号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 高槻市行財政改革推進委員会規則(平成 24 年高槻市規則第 51 号)は、廃止する。
- 3 高槻市行財政改革推進本部規則(平成 27 年高槻市規則第 19 号)の一部を次のように改正する。 〔次のよう〕略

附則(令和元年12月11日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

# 7 高槻市総合計画審議会委員名簿

	氏名	大学・団体名等(委嘱時)	選任区分
会長	林  宏昭	関西大学経済学部教授	学識経験のある者
副会長	松尾 光洋	平安女学院大学子ども教育学部教授	学識経験のある者
	青木 和成	高槻市農業協同組合代表理事専務	関係団体を代表する者
	五十嵐 秀城	市議会議員	市議会の議員
	内山 和久	大阪医科大学医学部教授	学識経験のある者
	岡本 華世	高槻市PTA協議会会長	関係団体を代表する者
	岸 兵太	一般社団法人高槻青年会議所監事	関係団体を代表する者
	木野 昌也	一般社団法人高槻市医師会会長	関係団体を代表する者
	木本 祐	市議会議員	市議会の議員
	国久 昌弘	高槻市文化団体協議会顧問	関係団体を代表する者
	倉橋 隆男	社会福祉法人高槻市社会福祉協議会会長	関係団体を代表する者
	越山 健治	関西大学社会安全研究科・社会安全学部教授	学識経験のある者
	島田 洋子	京都大学大学院工学研究科准教授	学識経験のある者
	   杉本 真一	高槻市市民公益活動サポートセンター 管理運営委員会委員長	関係団体を代表する者
	高須賀 嘉章	高槻市コミュニティ市民会議議長	関係団体を代表する者
	内藤 雅代	高槻市PTA協議会会長	関係団体を代表する者
	新美 英代	高槻商工会議所専務理事	関係団体を代表する者
	真鍋宗一郎	市議会議員	市議会の議員
	馬渕 晴彦	市民委員	市民
	山口 重雄	市議会議員	市議会の議員
	吉田 長裕	大阪市立大学大学院工学研究科准教授	学識経験のある者
	和田 聡子	大阪学院大学経済学部教授	学識経験のある者
	和田 美砂江	市民委員	市民

<sup>※</sup>岡本華世委員は令和2年6月8日まで、内藤雅代委員は令和2年6月9日から

高戦み第446号 令和2年1月7日

高槻市総合計画審議会 会長 様

高槻市長 濱田 剛史

第6次高槻市総合計画について(諮問)

第6次高槻市総合計画の策定に当たり、別添の第6次高槻市総合計画(案)について、 貴審議会の意見を求めます。

令和2年8月6日

高槻市長

濱田 剛史 様

高槻市総合計画審議会 会長 林 宏 昭

第6次高槻市総合計画について(答申)

令和2年1月7日付け高戦み第446号で諮問のあった第6次高槻市総合計画(案)について、審議を重ねてまいりました結果、別添の審議会案のとおり答申します。

別添の審議会案及び下記の事項を尊重し、第6次高槻市総合計画の策定、計画の推進を 図られるようお願いいたします。

記

- ・審議の過程で提起された多くの意見については、計画の推進に当たって十分参考にする こと
- ・計画策定後も社会環境は常に変動し、計画策定時に想定されなかった課題も生じうることから、計画で示す方向性を踏まえながらも、将来都市像の実現という基本に立ち、弾力的に対処すること

# 10 高槻市総合計画策定委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 市の総合計画の策定及び見直しに関し必要な事務を総合的かつ円滑に推進するため、高槻市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、総合計画の策定及び見直しに係る総合調整に関することとする。

#### (組織)

- 第3条 委員会は、高槻市庁議規則 (平成27年高槻市規則第16号) 第2条第1項に規定する者をもって組織する。
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は市長を、副委員長は総合戦略部を所管する副市長をもって充てる。

#### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会の会議を招集し、委員会の事務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

#### (幹事会)

第5条 委員会の所掌事務について検討・調整させるため、委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、委員長が指名する職員をもって組織する。

#### (意見の聴取)

第6条 委員会において必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

#### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、総合戦略部において処理する。

#### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

#### 附則

この要綱は、令和元年5月7日から施行する。

# 11 市のあゆみ

年	内容	
昭和 18 年(1943)	高槻市誕生 (人口 31,615 人)	市営水道発足
昭和 23 年(1948)	阿武野村と合併	
昭和 25 年(1950)	五領村と合併	市営葬儀開始
昭和 29 年(1954)		市営バス営業開始
昭和 30 年(1955)	三箇牧村と合併	
昭和 31 年(1956)	富田町と合併	
昭和 33 年(1958)	樫田村と合併	
昭和 38 年(1963)	人口 10 万人を突破	
昭和 39 年(1964)		市民会館オープン
昭和 42 年(1967)	市民の木「けやき」選定 市民の花「うのはな」選定	
昭和 43 年(1968)	市章制定	市立図書館(天神山図書館)開設
昭和 44 年(1969)	人口 20 万人を突破 第 1 次総合計画策定	
昭和 45 年(1970)		第 1 回高槻まつり開催
昭和 46 年(1971)		休日診療所(現高槻島本夜間休日応急診療所)開設
昭和 48 年(1973)	人口 30 万人突破	
昭和 52 年(1977)	市民憲章制定	
昭和 54 年(1979)		JR 高槻駅前市街地再開発事業完成
昭和 55 年(1980)	第2次総合計画策定	
昭和 59 年(1984)		総合体育館開設
昭和 60 年(1985)	人口 35 万人を突破	大阪府三島救命救急センター開設
昭和 61 年(1986)		総合スポーツセンター開設
昭和 63 年(1988)		小寺池図書館開設
平成2年(1990)	第 3 次総合計画策定	
平成4年(1992)		文化ホール開設 第1回高槻シティマラソン (現高槻シティハーフマラソン)開催
平成5年(1993)	市制施行 50 周年	総合保健福祉センター開設

年	内容	
平成6年(1994)		総合センター・中央図書館・生涯学習センター開設 阪急京都線連続立体交差事業完成
平成8年(1996)		総合市民交流センター開設
平成 10 年(1998)		萩谷総合公園開園
平成 11 年(1999)		第 1 回高槻ジャズストリート開催
平成 13 年(2001)	第 4 次総合計画策定	
平成 14 年(2002)		教育会館開設
平成 15 年(2003)	中核市移行 市制施行 60 周年	市保健所開設、市民公益サポートセンター開設 しろあと歴史館開設、うの花療育園開設 市民プール・芝生図書館・ 芝生老人福祉センター複合施設開設
平成 16 年(2004)		関西大学との地域連携協定締結 JR 高槻駅北地区市街地再開発事業完成 阿武山図書館・阿武山公民館開設
平成 17 年(2005)		平安女学院大学との地域連携協定締結 阪急上牧駅北特定土地区画整理事業完成
平成 18 年(2006)		大阪医科大学(現大阪医科薬科大学)との地域連携協定締結 市営葬儀式場開設 特別救急隊の本格運用開始
平成 19 年(2007)		大阪薬科大学(現大阪医科薬科大学)との地域連携協定締結 ワークサポートたかつき開設 子育て総合支援センター「カンガルーの森」開設 芥川河川防災ステーション開設
平成 20 年(2008)		庄所子育てすくすくセンター開設
平成 22 年(2010)		古曽部防災公園開園、弁天こ線橋開設
平成 23 年(2011)	第 5 次総合計画策定	今城塚古墳整備と今城塚古代歴史館完成
平成 24 年(2012)		パスポートセンター開設
平成 25 年(2013)	市制施行 70 周年	服部図書館開設
平成 26 年(2014)		高槻市立臨時保育室開設
平成 28 年(2016)	基本計画 28 策定	JR 高槻駅新ホーム・新西口改札の供用開始 JR 高槻駅北東地区都市開発事業完成
平成 29 年(2017)		高槻城築城 400 年 新名神高速道路の高槻 JCT・IC 供用開始
平成 31 年(2019)		安満遺跡公園一次開園 子ども未来館開設
令和3年(2021)	第 6 次総合計画策定	安満遺跡公園全面開園



礒村 彌右衞門氏 (昭和38年1月10日 高槻市名誉市民表彰) 明治23年、高槻市西天川生まれ。

昭和6年の5か町村合併にあたって尽力し、新「高槻町」の初代町長に就任。 高槻の一層の発展と福祉増進等に向け、強固な信念をもって市制施行の実 現に努めた。市制施行後は初代市長、初代市議会議長に就任し、治山治水、 道路改修、産業、教育等、行政各般にその手腕を振るい、高槻市発展の礎 を築いた。(昭和41年逝去)



中井 啓吉氏 (昭和 38 年 1 月 10 日 高槻市名誉市民表彰) 明治 23 年、高槻市古曽部生まれ。

大正9年、磐手村議会議員に当選。昭和2年に磐手村長に選ばれ治績をあげた。昭和6年、5か町村合併の際には、反対派の説得に奔走し、新「高槻町」の実現に貢献。新町制が施行すると名誉助役に推され、昭和18年の市制施行後も引き続き助役を務めた。昭和20年、第2代高槻市長に選任され、戦後復興と市民生活の安定に尽力した。(昭和41年逝去)



高碕 達之助氏 (昭和39年2月23日 高槻市名誉市民表彰) 明治18年、高槻市柱本生まれ。

昭和29年、第一次鳩山内閣に経済審議庁長官として入閣。翌30年、衆議院議員に初当選。以後4回の当選を果たし、第二次岸内閣時には通商産業大臣、科学技術庁長官等を務めた。また、日中経済交流の基礎となるLT貿易を実現させ、日中友好の架け橋となるなど、長年にわたり政財界において数々の功績を残した。(昭和39年逝去)



山崎 旭萃氏(本名 永井ハル) (平成7年6月15日 高槻市名誉市民表彰) 明治39年、大阪市生まれ。

大正 4 年に琵琶の倉増旭陵門下に入り、同 11 年に自らの「山崎旭萃会」を創立。高槻市には昭和 44 年から住まわれ、演奏会や講演を通じて地域文化の発展にも大いに貢献し、また琵琶楽協会の理事、相談役等を歴任するなど指導的立場でも活躍した。平成 7 年、琵琶奏者として初の国の重要無形文化財保持者(人間国宝)に認定された。(平成 18 年逝去)



村上 三島氏(本名 村上正一) (平成 10 年 12 月 17 日 高槻市名誉市民表彰) 大正元年、愛媛県生まれ。

15歳で書を志して書家の片山萬年氏に師事。日本を代表する書家として優れた作品を発表する一方、昭和36年には日本書芸院理事長に就任するなど関係団体の要職を歴任し、平成5年には文化功労者として顕彰された。同10年には書の道70余年の業績が称えられ、文化勲章を受章した。(平成17年逝去)

昭和 52 年 12 月 5 日 制定 高槻市民憲章制定市民会議

#### 前文

わたくしたちのまち高槻は、北は景勝摂津峡をいだく北摂連山につつまれ、南は淀川の豊かな流れに臨み、平和な風土に恵まれています。

わたくしたちのまち高槻は、祖先の心をしのばせる遺跡・史跡をはじめ、多くの文化財を もつ由緒のあるまちです。

わたくしたちは、この地にあつて、真に生きがいのある文教・福祉都市を建設し、子孫が 誇りをもつて「わが郷土・高槻」と語り継げるよう、明日への願いをこめて、ここに市民 憲章を定めます。

#### 条文

- 1 高槻は わたくしたちの 自治のまち わたくしたちは、市民としての自覚と責任をもつて、進んでまちづくりに参加します。
- 2 高槻は 心と心を 結ぶまち わたくしたちは、信頼と愛情を深め、すべての差別をなくし、自由と公正を守ります。
- 3 高槻は 住みよい環境 めざすまち わたくしたちは、あらゆる公害をなくし、生活の安全を守り、花と緑を育てます。
- 4 高槻は 生きるよろこび 燃やすまち わたくしたちは、体を鍛え、仕事に励み、明るい家庭と社会を築きます。
- 5 高槻は 文化の華を 咲かすまち わたくしたちは、人間性豊かな教養を高め、輝く市民の文化を創ります。

#### (1) 交通安全都市宣言決議

わが高槻市は、大産業都市大阪と文化都市京都の中間に位置し、近年産業交通の大動脈を背景として、 市勢の発展はめざましく、近時とみに人口並びに交通量の激増により、今後における交通災害の憂慮 は真に緊迫した状態である。

交通は、近代産業の源であり社会生活の足とはいえ、交通安全の実行は、単なる個人の願いではなく 広く全人類の悲願である。しかるに、年々増加する交通事情の悪化からいたましい被害者のある現在、 交通安全運動を一層強力に推進し、交通事故絶滅を期さなければならない。現下の交通地獄における 交通事故絶滅への道は遠くかつけわしく、毎日わが国のどこかで尊い生命を失なっているとき、交通 安全対策は一刻のゆうよも許されないのであります。

全市民の悲願を結集して一層強力な実践活動を推進するとともに人命尊重の方針を高くかかげ事故のない明るい都市建設を目指すものである。よって本市議会は、本市を交通安全都市とすることを宣言する。

(昭和41年2月19日)

#### (2) 暴力追放都市宣言

最近、暴力行為がますます増加する傾向を示し、いまや市民への大きな脅威となってきている。 健全で豊かな市民生活を望む市民にとって、反社会的な暴力行為は、断じて許すことはできない。よって、ここに市民の総力を結集して明るく住みよい高槻市を実現するため「暴力追放都市」とすることを宣言する。

(昭和51年11月13日)

#### (3) 人権擁護都市宣言

人間は生まれながらにして自由であり、人間として尊ばれ、人間として生きていく権利を有しています。 私たちは、幾多の試練を経て、基本的人権の尊重を重要な柱とする日本国憲法を制定し、真に平和で 豊かな民主社会の確立をめざしてきました。しかし、現実をみたとき、歴史的流れや社会のしくみな どにより、基本的人権はなお完全に保障されず、人権侵害の事実があとをたちません。

本市においては、高槻市民憲章を制定し、人権擁護の大切さをうたいあげ、すべての差別を許さないまちづくりをめざしています。 その実現は、市をあげてのたゆまない日常的な取組みを通してこそ達成されるものであると確信します。

よって、私たちは基本的人権の大切さを認識し、それを擁護していく活動を日常的に進めることを確認し、人権を守り、自由と公正を守る明るく住みよい高槻市を実現するため、ここに「人権擁護都市」とすることを宣言します。

(昭和53年12月22日)

#### (4) 非核平和都市宣言

世界の恒久平和は、人類共通の願いである。この当然の願いに反して、核兵器の保有、増強が続けられ、人類の生存に深刻な脅威を与えている。わが国は、世界唯一の核被爆国として、その被害の恐ろしさ、被爆者の苦しみを世界に向けて訴え、核兵器の完全廃絶に積極的な役割を果たさなければならない。高槻市は、平和を愛する文化都市として、世界のすべての国が「持たず 作らず 持ち込ませず」の非核三原則を厳守し、地球上から核兵器が廃絶することを願い、ここに「非核平和都市」となることを宣言する。

(昭和58年3月22日)

#### (5) 健康都市宣言

健康であること。それは、わたくしたちの永遠の願いです。快適な環境の中で、健やかに生活していきたいと望んでいます。この願望に向かって、わたくしたちは一人ひとりが健康づくりに心がけるとともに、力を合わせより豊かで活力ある地域社会を築き、「健康で心ふれあうわがまち高槻」の実現に、全市こぞって努力することを宣言します。

(昭和63年12月19日)

昭和 22 年 10 月 15 日 制定 芳賀 武 詞 西川得了 曲

1 東真澄める淀の水 西ははるかに妙見の 眺めすがしき北摂に 誇る緑の健康地 沃野の幸の満つところ おお田園の高槻市 おお田園の高槻市

2 南なにわの黒煙 北にゆかしき京の街 のぞむも中に地をしめて 咲くや理想の新文化 真理の塔のたつところ おお文教の高槻市 おお文教の高槻市

3 今ぞ自由の陽を仰ぎ 民主あかるき勤労の 汗にこぞりてゆるぎなき 平和築かん大使命 希望の槌のなるところ おお躍進の高槻市 おお躍進の高槻市



## 市章



大阪市と京都市の市章を組み合わせ、高槻の高をかたちどったもので、京阪両都のちょうど中間に位置し、大きな役割を果たしながら、両都とともに発展する本市の姿をあらわしています。

## 市民の木「けやき」



「けやき」は、古名を「槻(つきの木)」「つきけやき」(強い木の意味)ともいい、 応永年間 (1390 年ごろ) この地に大きな「槻」の木があり、その高さは 20 丈 (約60 メートル) にもおよび、昼間も暗いほど繁茂していたところから、地名も「高月」から「高槻」というようになったと伝えられています。

## 市民の花「うのはな」



「うのはな」は、本市の史跡―玉川の里(所在地西面地区)に群生しています。 古来、玉川の里は、摂津の玉川として天下六玉川の一つに数えられ、卯の花や 月の名勝として有名で、平安時代歌道の隆盛に伴い、その歌枕として用いられ ました。俳聖芭蕉翁はここを訪れて、次の句を残しています。 卯の花や暗き柳のおよびごし

## 高槻市マスコットキャラクター「はにたん」



市内にある「今城塚古墳」で出土した「武人ハニワ」がモデルです。 高槻市の魅力を全国に PR するため、「たかつき PR 係長」に就任しています。

発行元 高槻市

編 集 高槻市総合戦略部みらい創生室

発行日 令和3(2021)年3月

URL http://www.city.takatsuki.osaka.jp/

高槻市 総合計画

検索、



